

2 被保険者の現状及び推移

(1) 被保険者数 —私学共済で増加—

平成20年度末の被保険者数は、被用者年金では厚生年金が3,444万人、国共済105万人、地共済295万人、私学共済47万人、公的年金制度全体では6,936万人であった(図表2-2-1)。被用者年金では厚生年金が全体の89%を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)2,001万人、国民年金第3号被保険者1,044万人、被用者年金制度の被保険者3,892万人である。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金						
	千人	旧三共済	旧農林年金						千人	千人	千人	千人	千人	第1号	第3号
		千人	千人											千人	千人
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201					
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015					
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949					
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818					
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686					
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531					
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334					
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236					
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094					
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993					
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922					
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789					
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628					
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436					
対前年度増減率(%)															
8	0.6	△0.8	△1.5	△0.1	△0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△1.5					
9	1.4	《0.0》	△2.3	△0.2	△0.3	0.1	△0.0	0.2	1.2	△0.6					
10	△1.5		△1.6	△1.0	△0.6	0.4	△1.4	0.2	4.3	△1.1					
11	△1.4		△1.5	△0.4	△0.5	0.2	△1.3	0.2	3.7	△1.1					
12	△0.9		△1.6	1.2	△1.5	0.5	△0.9	△0.2	1.7	△1.3					
13	△1.9		△1.8	△0.8	△1.0	0.6	△1.8	△0.5	2.5	△1.7					
14	1.8	《0.3》		△0.7	△0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△0.9					
15	△0.1			△1.0	△0.9	1.3	△0.2	△0.2	0.1	△1.3					
16	1.2			△0.5	△1.3	1.6	0.9	0.0	△1.0	△0.9					
17	1.6			△0.4	△1.3	1.5	1.3	0.2	△1.2	△0.6					
18	2.3			△0.5	△1.1	2.1	2.0	△0.1	△3.1	△1.2					
19	2.3			△1.7	△1.4	1.4	1.9	△0.5	△4.1	△1.5					
20	△0.4			△0.4	△1.6	1.7	△0.4	△1.0	△1.7	△1.8					

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

被保険者数の推移をみると（図表2-2-1）、平成20年度は、私学共済で1.7%の増加となっているが、その他のすべての制度で減少しており、公的年金制度全体で1.0%減少した。

被保険者数の動向を制度別にみると、厚生年金は平成16年度以降増加を続けていたが、20年度には0.4%減少した。国共済は、平成12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続けており、地共済も一貫して減少している。一方で、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成14年度の伸びが大きくなっている。また、国民年金は第1号被保険者数が増加を続けていたが、平成16年度以降は減少している。

(2) 年齢一被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い

被保険者の平均年齢を平成20年度末でみると（図表2-2-2）、被用者年金では地共済が最も高く44.1歳、次いで厚生年金42.0歳、私学共済41.6歳、国共済40.6歳の順となっている。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は39.7歳となっている。

図表2-2-2 被保険者の年齢 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	42.0	40.6	44.1	41.6	39.7	43.1
男性	42.8	41.5	45.0	47.1	38.9	48.0
女性	40.4	36.9	42.5	36.8	40.6	43.1
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.6	0.8	0.1	0.0	-	-
20～24歳	7.1	7.4	3.0	10.4	19.9	1.5
25～29歳	12.5	10.9	8.9	15.5	10.5	6.7
30～34歳	13.7	14.1	11.9	12.3	10.4	14.1
35～39歳	13.9	16.5	13.5	11.4	11.0	18.6
40～44歳	11.9	14.3	13.0	10.0	9.8	16.8
45～49歳	10.7	13.8	14.5	10.2	8.9	14.4
50～54歳	9.9	11.3	16.3	9.5	10.4	13.8
55～59歳	10.6	8.4	15.7	9.3	17.6	14.1
60～64歳	6.7	2.4	3.0	7.7	1.4	-
65歳以上	2.2	0.1	0.1	3.7	0.1	-

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

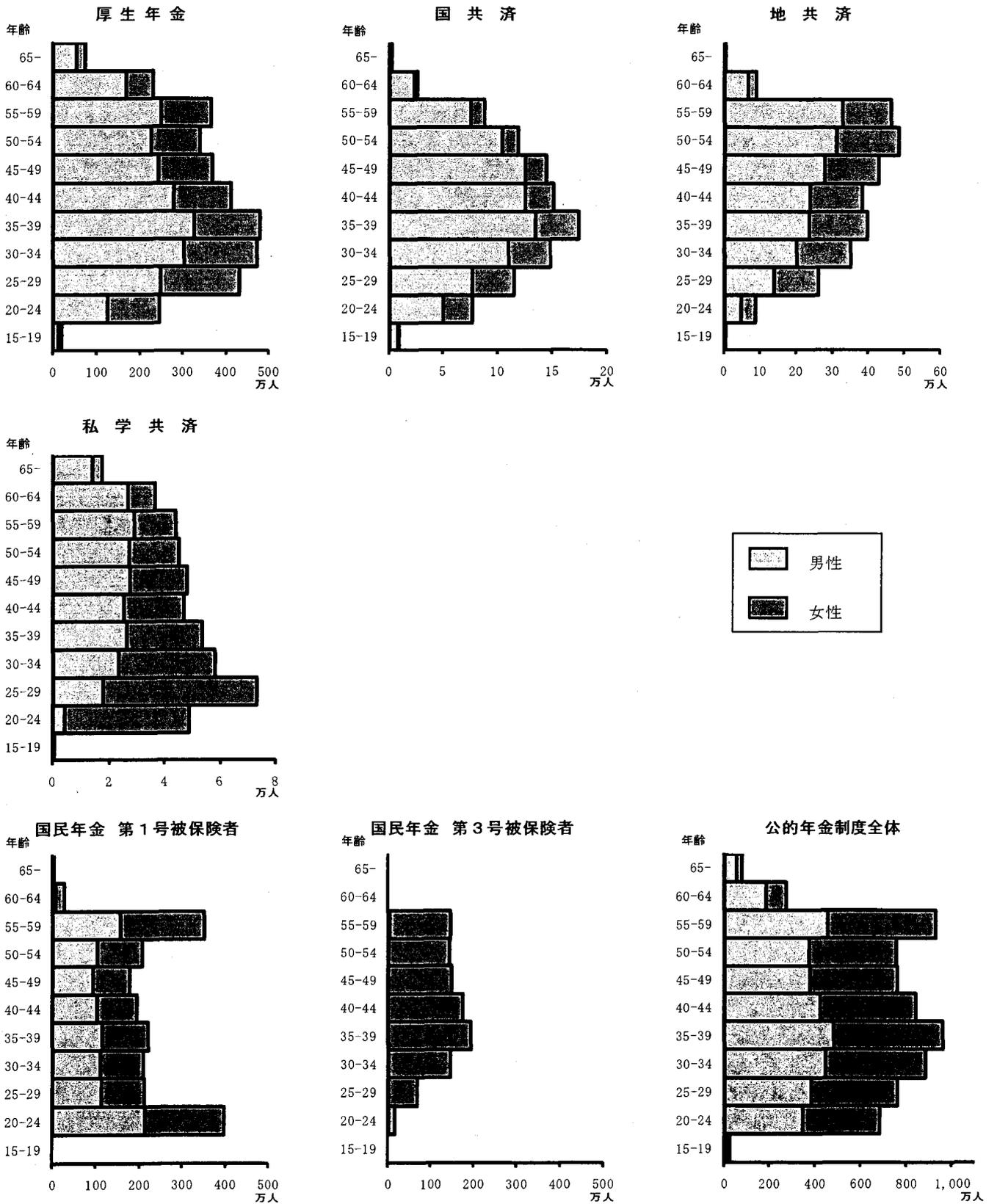
注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

平成20年度末における被保険者の年齢分布をみると（図表2-2-2、2-2-3）、地共済の分布は、45～49歳、50～54歳の割合がそれぞれ14.5%、16.3%と他制度に比べて高いほか、55～59歳の割合も15.7%と高く、54歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、35～39歳（13.9%）と55～59歳（10.6%）に2つの山があり、国共済は35～39歳（16.5%）で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、25～29歳で15.5%と前後の年齢層に比べ突出している他、65歳以上が3.7%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く19.9%、次いで55～59歳の17.6%となっている一方で、40～49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

図表 2-2-3 被保険者の年齢分布 —平成20年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(3) 男女構成 —女性割合の多い私学共済、少ない国共済—

被保険者に占める女性の割合を平成20年度末でみると(図表2-2-4)、被用者年金では私学共済が53.1%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ37.2%、35.0%で4割弱、国共済は最も低く20.6%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.2%である。

図表2-2-4 男女別被保険者数 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,445	1,053	2,946	472	69,358	20,007	10,436
男性	22,377	836	1,849	221	35,557	10,170	104
女性	12,068	217	1,096	251	33,801	9,837	10,333
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	35.0	20.6	37.2	53.1	48.7	49.2	99.0

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額(月額) —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成20年度末でみると(図表2-2-5)、最も高いのは地共済で44.1万円、次いで国共済41.5万円、私学共済36.9万円、厚生年金31.3万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている)。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ82.0、93.8であり、厚生年金の64.7、私学共済の66.9に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-5 1人当たり標準報酬月額 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<312,813>	<415,247>	<440,923>	<369,017>
男性	<356,898>	<431,279>	<451,393>	<447,753>
女性	<230,952>	<353,600>	<423,259>	<299,488>
男性を100 とした女性の 水準	<64.7>	<82.0>	<93.8>	<66.9>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した(1.25倍)場合の額である。
 注3 地共済の平均給料月額は男女計352,738、男性361,114円、女性338,607円である。
 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額(年度間累計)を年度間平均被保険者数で除した額(月額)をみると(図表2-2-6)、平成20年度では、地共済58.7万円、国共済54.8万円、私学共済48.3万円、厚生年金37.1万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-6 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額) —平成20年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	370,810	548,284	587,220	482,658
男性	427,199	571,929	605,856	591,800
女性	266,355	457,270	555,794	386,333
男性を100 とした女性の 水準	62.3	80.0	91.7	65.3

- 注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。
 注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-7 1人あたり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成					
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	370,810		548,284	587,220	482,658
	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	△ 0.2		0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>		<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>
18	△ 0.1		△ 0.0	△ 0.5	△ 0.7
	<△ 0.2>		<0.2>	<△ 0.8>	<△ 0.3>
19	△ 0.4		0.1	△ 0.8	△ 0.5
	<△ 0.1>		<0.9>	<△ 0.8>	<0.0>
20	△ 0.4		0.4	△ 1.3	△ 0.4
	<0.2>		<0.5>	<△ 1.4>	<0.1>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。
また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-7）、平成20年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.4%減、国共済で0.4%増、地共済で1.3%減、私学共済で0.4%減となっている。

(5) 標準報酬総額 ー厚生年金・私学共済で増加ー

被用者年金の平成20年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金156兆260億円、国共済6兆9,815億円、地共済20兆7,916億円、私学共済2兆7,462億円であった（図表2-2-8）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は平成16年度以降増加しており、平成20年度は総報酬ベースで0.8%の増であった。また、私学共済では一貫して増加傾向が続き、平成20年度に総報酬ベースで1.3%増となっているが、被保険者数の増加が標準報酬総額を増加させる大きな要因となっている。一方、国共済及び地共済は近年減少傾向にあり、平成20年度には総報酬ベースでそれぞれ0.0%減、2.8%減となっている。

図表 2-2-8 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	1,560,260			69,815	207,916	27,462	1,865,454
	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△ 0.7	△ 2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△ 0.7>	<△ 2.4>	<1.5>	<1.7>
20	0.8			△ 0.0	△ 2.8	1.3	0.3
	<1.2>			<0.2>	<△ 2.9>	<1.8>	<0.8>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成20年度末の受給権者数は、厚生年金2,907万人、国共済109万人、地共済254万人、私学共済33万人、国民年金2,743万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,593万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4～6%程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低くなっている。

平成20年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が6.2%増、厚生年金が5.7%増、国共済が4.6%増、地共済が4.4%増となっており、これまでに比べて伸び率が大きい。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.0%増となっている。

（受給者数）

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-2のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778		282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503		294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233		305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005		335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

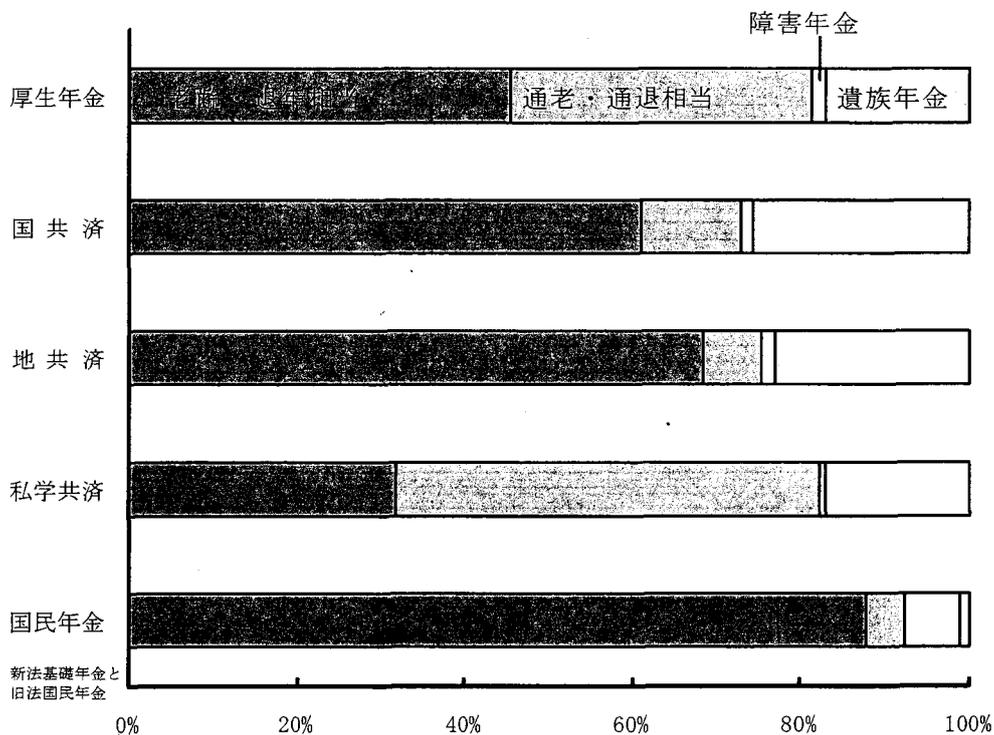
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 —平成 20 年度末—



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-3、図表 2-3-4）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が4割弱という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれ

ぞれ6～7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表2-3-4）。

図表2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	29,072	1,094	2,543	328.7	27,433	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	13,236	668	1,746	105.0	24,111
	通老・通退相当	10,412	131	172	165.9	1,254
障害年金	516	15	43	2.3	1,763	
遺族年金	4,908	279	582	55.5	305	
構成比						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.5	61.1	68.7	32.0	87.9
	通老・通退相当	35.8	12.0	6.8	50.5	4.6
障害年金	1.8	1.4	1.7	0.7	6.4	
遺族年金	16.9	25.5	22.9	16.9	1.1	
受給者数						
計	26,684	1,059	2,426	305.2	26,949	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	12,287	649	1,682	90.7	23,928
	通老・通退相当	9,485	128	166	157.1	1,250
障害年金	363	10	24	2.0	1,648	
遺族年金	4,549	272	554	55.3	123	
構成比						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.0	61.3	69.3	29.7	88.8
	通老・通退相当	35.5	12.1	6.8	51.5	4.6
障害年金	1.4	0.9	1.0	0.7	6.1	
遺族年金	17.0	25.7	22.8	18.1	0.5	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.1%であり、一方、被用者年金では最も低い厚生年金、私学共済でも16.9%である。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ12.0%、6.8%でしかなく、他の被用者年金が30%以上(厚生年金35.8%、私学共済50.5%)であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済423ヶ月、地共済419ヶ月であり、厚生年金388ヶ月、私学共済384ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当32.0%に対し通老・通退相当が50.5%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当45.5%に対し通老・通退相当35.8%である。)

(3) 年金総額

平成20年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金26兆4,550億円、国共済1兆7,725億円、地共済4兆7,179億円、私学共済3,035億円、国民年金17兆6,689億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-5）。国民年金の17兆6,689億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で50兆9,179億円である。

図表2-3-5 年金種別別にみた年金総額 —平成20年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
受給権者								
計	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	187,323	13,216	36,985	2,008	239,531	156,055	395,587
	通老・通退相当	24,176	324	729	590	25,819	2,749	28,568
障害年金	4,365	192	601	25	5,182	15,628	20,810	
遺族年金	48,687	3,988	8,865	413	61,952	2,257	64,209	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.8	74.6	78.4	66.1	72.0	88.3	77.7
	通老・通退相当	9.1	1.8	1.5	19.4	7.8	1.6	5.6
障害年金	1.6	1.1	1.3	0.8	1.6	8.8	4.1	
遺族年金	18.4	22.5	18.8	13.6	18.6	1.3	12.6	
受給者								
計	249,461	17,241	45,520	2,743	314,965	173,646	488,611	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	176,885	12,886	35,911	1,755	227,436	155,031	382,468
	通老・通退相当	22,450	312	700	554	24,016	2,741	26,758
障害年金	2,961	124	355	22	3,461	14,665	18,126	
遺族年金	47,165	3,914	8,554	412	60,046	1,208	61,254	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.9	74.7	78.9	64.0	72.2	89.3	78.3
	通老・通退相当	9.0	1.8	1.5	20.2	7.6	1.6	5.5
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.4	3.7	
遺族年金	18.9	22.7	18.8	15.0	19.1	0.7	12.5	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると、48兆8,611億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は66.1%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が19.4%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が18～23%（私学共済のみ13.6%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.3%と小さく、障害年金は8.8%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースで見ても特に変わりはない。